

2 長薬発第 339 号
令和 2 年 6 月 29 日

地 域 薬 剤 師 会 長 様
同 実 務 実 習 担 当 者 様

長野県薬剤師会
会長 日野 寛明

薬局実務実習における新型コロナウイルス感染症への対応について

平素、本会の運営に際し種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記 薬局実務実習における新型コロナウイルス感染症への対応について、日本薬剤師会から別添のとおり通知がありました。

薬局実務実習における新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、令和 2 年 3 月 5 付元長薬発第 1166 号通知をはじめ、日薬・関東地区調整機構通知にて実習時の感染防止対策等についてお知らせしてきたところですが、今般、実務実習受入薬局(以下、受入薬局)において、実習生の同居者が発熱しているにも関わらず受入薬局や大学に報告なく実務実習が継続され、その後、当該実習生も発熱した事例が報告されました。

令和 2 年 5 月 7 日付 2 長薬発第 145 号通知でご連絡いたしました、関東地区調整機構の第Ⅱ期以降の実務実習に関する基本方針(別添参考資料)でも、大学では「学生の毎日の体調・家庭の状況について実習施設並びに大学(担当教員)へ報告することを徹底させる」、実習施設では「実習施設において実習前に学生の体調及び家庭の状況に関する報告を確認し、実習の実施について検討する」とされております。

つきましては、貴職ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、貴会内の薬局実務実習受入薬局へご周知いただき、実習生に、本人・家族の体調等の報告について、ご指導を徹底いただきますよう、お願いいたします。

また、本件につきましては、6 月 23 日付で薬学教育協議会から全国の薬科大学長及び薬学部長に対して、別添の通り連絡がされております。

〒390-0802 松本市旭 2-10-15
長野県薬剤師会 保険医療課 中島・大塚・藤澤
Tel.0263-34-5511 FAX0263-34-0075 E-mail:hoken4@naganokenyaku.or.jp

日 薬 業 発 第 172 号
令 和 2 年 6 月 24 日

都道府県薬剤師会
実務実習担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長 田尻 泰典

薬局実務実習における新型コロナウイルス感染症への対応について（その 2）

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、薬局実務実習における新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、3 月 3 日付け日薬業発第 451 号にてご連絡させていただきましたところですが、今般、実務実習受入薬局（以下、受入薬局）において、実習生の同居者が発熱しているにも関わらず受入薬局や大学に報告なく実務実習が継続され、その後、当該実習生も発熱した事例が報告されました。

こうした事例を鑑みまして、新型コロナウイルス感染症対策の観点からも受入薬局におかれましては実習生に対して、本人が発熱した場合はもちろんのこと同居者が発熱した場合等は受入薬局・大学へ報告し、実習継続の可否を仰ぐよう、ご指導を徹底いただきますようお願いいたします。

また、本件につきましては 6 月 23 日付で薬学教育協議会から全国の薬科大学長および薬学部長に対して、添付の通り連絡されておりますので、関連してご報告申し上げます。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会におかれましては、受入薬局をはじめとする実務実習関係者へご周知くださいますよう、お願い申し上げます。

※ 薬学教育協議会から全国薬科大学長・薬学部長への連絡の写し

実習生のコロナ対策について

全国薬科大学長・薬学部長 各位

薬学実務実習では、日頃より大変お世話になっております。

各大学におかれましては、各受入施設との十分な連携のもと実務実習を進めて頂いているところですが、本日は、改めてお願いがあり連絡を差し上げました。

今般、薬局実務実習生の同居家族が発熱の症状があるなか、薬局へ実習のため出かけたという事案が起きました。

実習生自身が発熱や咳・下痢などの風邪症状がある場合は大学及び受入施設へ連絡し、自宅待機とすることはもちろんですが、上記事例のように同居人が新型コロナウイルスによる感染が疑われた場合にも、同様の対応をとることとしておりますので、各大学におかれましては改めて実習生に周知徹底をお願いする次第です。

お忙しい中大変恐れ入りますが、貴大学実務実習関係者へのご周知いただきますよう、ご高配のほどお願い申し上げます。

今後とも、実務実習の円滑な実施のためご協力をお願い申し上げます。

参 考

令和 2 年 5 月 1 日

一般社団法人薬学教育協議会
病院・薬局実務実習関東地区調整機構
委員長 吉山 友二

新型コロナウイルス感染症に係るⅡ期以降の実務実習に関する基本方針とお願い

現在、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大により、社会への影響に加えて医療体制の崩壊の危険性が危惧されております。その状況のなか、薬学実務実習の実施に関しましても様々な影響がでてきております。

本機構では先に、実務実習に関する基本方針を発信させていただきましたが、緊急事態宣言の発出とともに実務実習は中断し、遠隔学習に移行させてまいりました。緊急事態宣言の解除の時期は明確ではありませんが、Ⅱ期の実務実習の開始時期も迫っており、緊急事態宣言の解除を前提にⅡ期以降の実務実習に関して本機構の基本方針とお願いをまとめさせていただきました。つきましては、大学、実習施設ならびに各都県薬剤師会・病院薬剤師会におかれましては、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

1. 医療機関が必要とされる状況下では基本的に実務実習は継続する。

6 年制薬学教育における臨床現場での実務実習の意義および重要性を鑑み、実務実習を継続して実施することを基本とする。

ただし、実習施設において受入れあるいは継続が困難との意思表示がなされた場合、あるいは、大学法人の統一方針として実務実習を中断あるいは中止するとの決定がなされた場合はこの限りではない。

1.1. 実務実習の継続にあたっての実施事項

実務実習の継続においては、大学および実習施設で事前に十分な協議を行い、実習施設の状況・方針に準じた実習内容とそれに基づいた評価を行う。

【大学へのお願い】

- ・実習継続においては、地域および医療現場での感染拡大防止に関する学生の行動および体調管理についての指導を徹底する。

- ・学生に毎日の体調および家庭の状況について実習施設および大学（担当教員等）へ報告することを徹底させる。（例；体温、体調の変化の有無、家族の体調の変化の有無等を記載する記録表、大学が記録表を作成することが望ましい）

*これについては実習開始 2 週間前から記録と大学（担当教員等）への報告・管理が望ましい。

- ・発熱・体調不良等が認められた場合、即座に実習を中断し、自宅待機させ大学（担当教員等）で 2 週間程度フォローする。

【実習施設へのお願い】

- ・実習継続についての共有を図り、大学（担当教員等）と連絡を密にして教育連携を強化する。
- ・毎日、実習前に学生の体調および家庭の状況に関する報告書を確認し、実習の実施について検討する。

2. 実習の継続が困難な場合の対応

2.1. 実習中断となる場合

1) 実習施設が中断を決定した場合

実習施設の状況により継続が困難との意思表示があり、一時中断となった場合は、以下の対応を行う。

【大学へのお願い】

実習施設からの申し出に対し、協議を行った上で次の事項について相互に確認の上、調整機構事務局へ内容について報告する。

- ①中断期間、②中断中の対応、③再開条件、④評価方法、⑤中断期間中の実習内容の補講

【実習施設へのお願い】

大学と十分な協議を行った上で次の事項について相互に確認の上、薬局実習に関してはエリア担当者を通じて地区薬剤師会に報告する。

- ① 中断期間、②中断中の対応、③再開条件、④評価方法、⑤中断期間中の実習内容の補講

2) 大学が一律中断を決定した場合

大学の方針として一律実習を一時中断せざるを得ない場合は以下の対応を行う。

【大学へのお願い】

大学は、以下の事項について実習施設に十分な説明と理解をお願いする。なお、薬局実習に関しては関係する地区薬剤師会にも文書にて説明と理解をお願いする。

また、実習施設とその後の対応について協議し、その内容に調整機構事務局に報告する。

- ①中断理由、②中断期間、③再開判断の条件、④評価方法、⑤中断期間中の実習の取扱い、⑥中断期間中の実習内容の補講（基本的に実習期間は延長せず、大学での補完を考慮する）

【施設へのお願い】

大学とその対応について協議し、薬局実習に関してはその内容についてエリア担当者を通じて地区薬剤師会に報告する。

2.2. 実習が中止となる場合（長期間の中断となった場合も含む）

実習が中止となった場合は、基本的に調整機構を介しての再調整（他の実習期への変更も含む）を行う。

【大学へのお願い】

- ・実習施設が中止を決定した場合、その内容について調整機構事務局へ報告し、再調整を依頼する。
- ・大学の方針として実習を中止する場合は、実習施設に十分な説明と理解をお願いする。なお、薬局実習に関しては関係する地区薬剤師会にも文書にて説明と理解をお願いする。加えて、その理由とその後の対応について調整機構事務局へ報告する。実習時期の変更等に関して実習施設との直接交渉はしない。

【実習施設へのお願い】

- ・施設の状況により中止した場合、薬局実習に関しては中止の理由等についてエリア担当者を通じて地区薬剤師会に報告する。
- ・大学の方針として一律実習を中止した場合、薬局実習に関しては中止の理由等についてエリア担当者を通じて地区薬剤師会に報告する。

＊今後の状況の変化により対応が変更となる可能性もあります。その際には改めて提示させていただきますので、常に最新の情報にご留意ください。